

吊橋・斜張橋の維持管理及び長寿命化に係る技術検討会 開催要綱

(目的)

第1条 大阪市の管理するケーブル構造を持つ吊橋・斜張橋に着目し、個々の橋梁の課題をふまえた維持管理や長寿命化に向けた詳細な検討を行うに際し、外部の有識者から意見を聴取することを目的とし、吊橋・斜張橋の維持管理及び長寿命化に係る技術検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 検討会において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ケーブルの損傷についての判定、診断方法に関すること
- (2) 鋼床版等、その他部材の健全性の評価に関すること
- (3) 各橋梁の課題をふまえた対応方針の検討に関すること
- (4) 吊橋・斜張橋の維持管理及び長寿命化に係る計画に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するために必要な事項に関すること

(検討会のメンバー)

第3条 検討会のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから建設局長が委嘱する。

(座長)

第4条 検討会の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、検討会の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 検討会の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

(関係者の出席)

第6条 検討会は、議事について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、建設局道路河川部橋梁課において行う。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、建設局長が

定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 8 月 13 日から施行する。